

2023 年 1 月 12 日

野村資産形成研究センター

センター長 野村亜紀子

NISA 恒久化の意義

—職場を通じた資産形成の観点から—

【与党税制改正大綱に盛り込まれた個人の資産形成支援強化策】

2022 年 12 月 16 日、自由民主党・公明党「令和 5 年度与党税制改正大綱」(以下、与党税制改正大綱とする)が公表された。中間層を中心とする個人が幅広く資本市場に参加し、成長の果実を享受できる環境整備が重要であるという考え方の下、個人の資産形成支援を強化する施策が盛り込まれた。具体的には、時限措置だった少額投資非課税制度(NISA)の恒久化と拡充策である¹。

与党税制改正大綱の NISA 恒久化・拡充策は、①口座開設可能期間の無期限化(制度の恒久化)、②非課税保有期間の無期限化、③投資上限の拡充と生涯枠の設定、④対象商品の設定、⑤つみたて投資枠と成長投資枠の併用可、⑥現行制度からの移行、に大別できる(図表を参照)。

新しい NISA は、2024 年 1 月 1 日から、18 歳以上の個人を対象に開始される。口座開設可能期間の無期限化、すなわち制度の恒久化により、NISA は個人がライフイベントに備えるための長期的な資産形成計画に基づき利用する、中心的な資産形成制度の一つとして確立されることとなる。また、現在の一般 NISA の 5 年、つみたて NISA の 20 年という非課税保有期間の上限が廃止され、口座内の株式・株式投資信託等に対する非課税措置は無期限に適用されることとなるが、これは制度の分かりづらさの解消にも繋がり、普及の後押しになると思われる。

投資上限の設定方法は、高めの年間投資額と生涯非課税限度額を併用しており、ライフコースの多様化を踏まえたものとなっている。人生のどのタイミングで高い所得を得て資産形成する余力が生ずるかは、人それぞれである。年間最大 360 万円の投資上限により、拠出ニーズを柔軟に満たすことが可能になる一方、1,800 万円という生涯非課税限度額により、高所得者優遇であるという批判を回避する形になっている。

新しい NISA 制度では、つみたて拠出枠と成長投資枠の併用が可能となる。両者の違いは投資上限と対象商品、投資方法であり、2 種類の違いを活かすことで、様々な資産形成のニーズを満たす組み合わせ

¹ これにより令和 2 年度税制改正で導入されることが決定していたいわゆる 2 階建て NISA は、施行させることなく廃止となった。同制度は非常に複雑で個人の理解を得づらい等の指摘がなされていたことに鑑みても、今回の制度改正は歓迎すべきものとなった。

せが可能となる。個々人が最適な使い分けを見出すに当たっては、金融機関がコンサルティング等で支援することも有用となるだろう。

図表 NISA 拡充策の概要

	つみたて投資枠 ^(注1)	成長投資枠 ^(注2)
①制度の恒久化	・口座開設可能期間を無期限化	・同左
②非課税保有期間の無期限化	・配当、譲渡益等は非課税。当該措置の適用は無期限	・同左
③投資上限の設定 ^(注3)	・年間投資額(購入代価)上限＝120万円 ・生涯非課税限度額＝1,800万円 ・金融商品取引業者等と税務署長との間で、一定のクラウドを利用した投資額等の情報授受	・年間投資額(購入代価)上限＝240万円 ・生涯非課税限度額＝左記1,800万円の内数として1,200万円 ・金融商品取引業者等と税務署長との間で、一定のクラウドを利用した投資額等の情報授受
④対象商品の設定 ^(注3)	・長期・積立・分散投資に適した一定の公募株式投資信託	・上場株式、公募株式投資信託。整理銘柄、高レバレッジ投資信託、信託期間20年未満の投資信託、毎月分配型投資信託は除く
⑤両勘定の併用	・つみたて投資枠と成長投資枠の併用を可とする	・同左
⑥現行NISAからの移行	・新しいNISAは2024年1月1日開始 ・現行NISAは2023年末で買付終了。口座内の資産については新制度の外枠で現行の取り扱いを継続	・同左

(注)1. 与党税制改正大綱上の名称は特定累積投資勘定(仮称)。

2. 与党税制改正大綱上の名称は特定非課税管理勘定(仮称)。

3. 投資上限、対象商品等は特定累積投資勘定契約の要件として規定。

(出所) 自由民主党・公明党「令和5年度税制改正大綱」(2022年12月16日)

【鍵を握る職場を通じた普及・促進】

与党税制改正大綱のNISA拡充策は、2022年11月28日に新しい資本主義実現会議に提出された「資産所得倍増プラン」に基づいている²。同プランでは、NISA口座数及びNISAを通じた買付額をそれぞれ5年間で2倍にするという目標が示されたが、この目標を達成するのは必ずしも容易ではないと思われる。NISAは2014年の制度開始から8年余りで約1,700万口座に達している。この間、金融庁がNISA特設ウェブサイトを開設して情報発信を行い、金融業界もNISA推進・連絡協議会(日本証券業協会が事務局)を結成するなどして、普及に努めてきた。資産形成に関する意識の高い個人の多くが既にNISAを利用している可能性もある。

そのような中、今後の普及・促進には、職場の活用が一つの鍵を握るものと思われる。いわゆる現役世代のほとんどがいずれかの職場に属する。日本の労働力人口比率は、20代後半から50代後半にかけ

² 資産所得倍増に向けた7つの柱として、①NISAの抜本的拡充と恒久化、②加入可能年齢の引き上げなど個人型確定拠出年金(iDeCo)の制度改革、③中立的なアドバイス提供のための仕組みの創設、④雇用者に対する資産形成の強化、⑤金融経済教育の充実、⑥国際金融センターの実現、⑦顧客本位の業務運営の確保、が掲げられた。

このレポートは、資産形成に関する参考情報の提供を目的に作成されたもので、投資勧誘を目的としていません。また、レポートの内容については万全を期しておりますが、記載されている全ての情報の正確性及び完全性を保証するものではありません。このレポートのいかなる部分も野村資産形成研究センターに帰属しておりますので、電子的か機械的かまたはその他のいかなる方法であるかを問わず、どのような目的でも無断で複製または転送等を行なわないようお願いいたします。

て高く、男性は 90%超、女性も近年は 80%前後を維持している。直近の NISA 口座の傾向を種別・年代別に見ると、主に 20~50 代のつみたて NISA 口座数が増加しているものの、NISA 口座保有者が同年代の労働力人口に占める割合は 20%に留まり、更なる普及の余地はある。より多くの個人に訴求するには、現役世代が日中多くの時間を過ごす職場の福利厚生制度に含めることが効率的と言える。

具体的には、職場つみたて NISA の普及・促進が考えられる。職場つみたて NISA は、NISA 推進・連絡協議会が 2017 年に「職場つみたて NISA に関するガイドライン」を作成し、開始された。雇用主が NISA 取扱業者と契約し（複数の金融機関でもよい）、従業員が給与天引きまたは口座引き落としで NISA への拠出と投資を行えるようにするというものだ。NISA 取扱業者は、従業員への金融・投資教育、金融商品の情報提供などを行うこととされている。雇用主が、より多くの従業員の参加を促進するべく、奨励金を付すこともできる。

職場経由にすることによる、従業員にとってのメリットも大きい。上記の金融・投資教育のような追加的なサービスを楽しむことができるに加えて、定時定額の買付が容易に設定可能で、労せずして時間分散を行うことができる。また、雇用主が NISA 奨励金の形で上乗せすれば、資産形成のペースが速まる。NISA が時限措置のうちは、永続性が担保されない制度ということもあり、職場つみたて NISA の導入に消極な事業主も少なからず存在したが、今般の恒久化により財形貯蓄制度や確定拠出年金制度と並んで福利厚生制度として位置付けやすくなったと考えられる。

【雇用主にとってのモチベーション】

職場経由の普及促進策を考える上でポイントとなるのは、雇用主にとってのモチベーションを高めることである。与党税制改正大綱には、NISA の奨励金が、いわゆる賃上げ税制（給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度）の対象となる旨記載されており、国として奨励金付与を促進する姿勢が示された。もっとも、職場つみたて NISA を従業員の資産形成に資する福利厚生制度として活用する本質的な動機は、資産形成支援が従業員のファイナンシャル・ウェルネスの向上、ひいては職場の活力・生産性の向上につながるという手応えであろう。

野村資産形成研究センターでは、2022 年 8 月に、上場企業の従業員 1 万人を対象とする「ファイナンシャル・ウェルネス（お金の健康度）アンケート」を実施した³。それによると、ファイナンシャル・ウェルネスの高い人は、「1 日を通じて活力を維持できている」という回答割合が 84%と全体の 67%より高く、「勤務先の社員であることを誇りに思う」とう回答割合も 86%と全体の 70%より高かった⁴。従業員の資産形成を支援しファイナンシャル・ウェルネスを向上させれば、生産性やエンゲージメントの向上に繋がることが示唆された。

ファイナンシャル・ウェルネス支援が、人的資本の情報開示に組み込まれる可能性も生じている。2022 年 8 月に内閣官房から出された「人的資本可視化指針」では、従業員エンゲージメントの開示事項に関連して、「海外においては、企業が従業員の幸福を目指す上で従業員の心身の健康のみならず、経済的な安定を支援する取組み（ファイナンシャル・ウェルネス）も広がりつつある」旨が記された。情報開示が進

³ アンケート調査結果は、後日本ウェブサイトに掲載予定。2021 年の調査結果は[こちら](#)。

⁴ ファイナンシャル・ウェルネスの高い人とは、お金や経済面の状態について現在順調で将来も安心と回答した人。全体の 23%を占めた。

このレポートは、資産形成に関する参考情報の提供を目的に作成されたもので、投資勧誘を目的としていません。また、レポートの内容については万全を期しておりますが、記載されている全ての情報の正確性及び完全性を保証するものではありません。このレポートのいかなる部分も野村資産形成研究センターに帰属しておりますので、電子的か機械的かまたはその他いかなる方法であるかを問わず、どのような目的でも無断で複製または転送等を行なわないようお願いいたします。

み、これらの取り組みが企業の人的資本向上の戦略的な取り組みとなっていると投資家から評価されることは、企業にとって重要なモチベーションとなり得る。

今後、与党税制改正大綱の内容等を踏まえて政府の「令和 5 年度税制改正大綱」が閣議決定され、2023 年の通常国会にて必要な法改正が行われる予定である。新しい NISA の制度の詳細や実務対応も、今後煮詰められていく。最終的に目指すべきは、可能な限り多くの人々が、自身のライフプランに照らして必要な資産形成に取り組み、結果的に国民の資産運用収入が倍増するような状態である。恒久化された NISA に基づく職場つみたて NISA が福利厚生制度の定番となり、日本の労働力人口 6,900 万人が利用可能となれば、その実現に向けた大きな一歩となろう。

以上